平成２１年（フ）第５９９号
北九州市小倉南区徳力団地110番507号
債務者　三浦こずえ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６００号
北九州市小倉南区徳力団地110番507号
債務者　三浦　征和
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４３号
北九州市八幡西区穴生２丁目５番89号202
債務者　成富　義隆
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６４号
北九州市小倉南区葛原５丁目３番１―402号
債務者　片岡　朕文
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８７号
北九州市若松区青葉台西５丁目11番５号
債務者　安井　公俊
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９０号
北九州市八幡西区吉祥寺町９番14―303号
債務者　山﨑　慎吾
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０７号
北九州市小倉北区上富野３丁目11番２―101号
債務者　髙橋真智子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１７号
北九州市八幡東区桃園２丁目４番20―403号
債務者　苑田　良一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４４号
北九州市八幡東区西台良町６番12号
債務者　小森紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６１号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番４―43号
債務者　髙木　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市田上町5349番地３
債務者　三枝万由子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目39番６号
債務者　山下　博章
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番11―44号
債務者　永野　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目35番５号
債務者　有村　孝二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目４番３号　安野アパート202号
債務者　宮下　良浩
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
沖縄県那覇市与儀２丁目９番３号　城間アパート１－Ｆ
債務者　糸洲　重子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市長田１丁目４番25号　照喜名ビル301
債務者　大城　政秀
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８７号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字南陣場56番地８
債務者　佐藤マユミ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
秋田地方裁判所大館支部